長崎県対馬市上対馬町一重
字高ワミ　三三九番八　一号
三三九番二　二号
三三八番四　三号
三三四番一九　四号
三三四番一三　五号
三三二番三　六号
三三二番一　七号
三一二番二　八号
三一二番一　九号
三〇八番八　十号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県対馬市上対馬町一重
字野々隈　二六九番　一号
字中ノ隈　二六七番二　二号
二六三番六　三号
字石原　二五九番　四号

○国土交通省告示第千四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芋洗川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

鹿児島県南さつま市笠沙町赤生木
字嶽参　五二〇二番二及び五二〇二番三
五二〇六番
五二〇七番一及び五二〇七番二
五二〇八番一及び五二〇八番二
五二〇九番
五二一〇番一
五二一〇番及び五二一一番
五二一二番二
字久留巻
五二四〇番一
五二四一番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県南さつま市笠沙町赤生木
字片平　五〇七五番一　一号及び十五号
五〇七一番一　二号、十三号及び十四号
五〇七一番五　十二号
字嶽参　五一七七番　三号から五号まで
五一七八番二　六号
五二〇六番　七号
五二〇七番二　八号
字山寺　五一五六番　九号
五一七四番　十号
五一七五番　十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

江良川支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷（平成十八年国土交通省告示第千三百七十三号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県出水市美原町
三九一六番一

○国土交通省告示第千五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

表六甲山腹平野東

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線、標柱二十九号と三十号を平成二十年国土交通省告示第七百八十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三十号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市兵庫区平野町字天王谷奥東服山
二六二番一　一号から二十九号まで及び三十二号から三十七号まで
二六一番一　三十号及び三十一号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線、標柱十四号と十五号を平成二十年国土交通省告示第七百八十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市兵庫区平野町字天王谷奥東服山
二六一番一　一号から十五号まで

ハ　次に掲げる土地

兵庫県神戸市兵庫区平野町字祇園山
一番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大戸川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　滋賀県甲賀市信楽町多羅尾字宮ノ谷一九九五番内二級基準点宮ノ谷えん堤を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三一五度四三分三二秒　一号
標柱一号から三三〇度二四分三六秒　二号
標柱二号から二六〇度五四分三三秒　三号
標柱三号から三四八度〇分〇五秒　四号
標柱四号から二六三度四八分二五秒　五号
標柱五号から三二六度〇一分四四秒　六号
標柱六号から三四四度四一分三〇秒　七号
標柱七号から一一度五五分五八秒　八号
標柱八号から一〇〇度五六分二九秒　九号
標柱九号から五二度二三分四四秒　十号
標柱十号から三五六度一九分一一秒　十一号
標柱十一号から三一六度一二分三一秒　十二号
標柱十二号から三七度一〇分二二秒　十三号
標柱十三号から一二二度四〇分五八秒　十四号

ロ　滋賀県甲賀市信楽町多羅尾字宮ノ谷一九九五番内二級基準点宮ノ谷えん堤を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から八度五八分一五秒　一号
六二・八〇二メートルの地点　二号
標柱一号から一度一〇分三〇秒　三号
八・〇四六メートルの地点　四号
標柱二号から三〇七度二八分五五秒　五号
二五・一七九メートルの地点　六号
標柱三号から一度一〇分二三秒　七号
二・六八七メートルの地点　八号
標柱四号から六四度二九分〇秒　九号
一六・一〇八メートルの地点　十号
標柱五号から一七度三八分〇七秒　十一号
五・一八九メートルの地点　十二号
標柱六号から三三五度四五分四九秒　十三号
一六・七八四メートルの地点　十四号
標柱七号から三五九度二六分〇五秒　十五号
四〇・六四二メートルの地点　十六号
標柱八号から四度三七分一二秒　十七号
二七・八八五メートルの地点　十八号
標柱九号から八四度四二分五五秒　十九号
七・三五〇メートルの地点　二十号
標柱十号から一五五度三四分一七秒　二十一号
一二・七二八メートルの地点　二十二号
標柱十一号から一七四度四〇分二七秒　二十三号
五五・三四四メートルの地点　二十四号